(質問の

 \equiv

内閣衆質九八第三号

昭和五十八年一月二十八日

内閣総理大臣 中 曽 根 康 弘

衆

議

院

議

長

福

田

殿

衆議院議員瀨長亀次郎君提出沖縄電力の民営移行に関する質問 に対 別紙答弁書を送付す

る。

衆 議 院 議 員 瀨 長 亀 次 郎 君 提 出 沖 縄 電 力 0) 民 営 移 行 に 関 す る 質 間 に 対 す る 答 弁 書

一について

沖 縄 電力株式会社の民営移行 の具体的な形態につい ては、 沖 縄県にお いて、 沖 縄 電気 事 業協

議 会等 0 場では 検討されてい るところであるが、 現 時 点にお į, ては、 最終的 こな検討 結 果が ま لح ま

つているわけではない。

政 府 とし て は ک \mathcal{O} ような 沖 :縄 県 に お け Ś 検 討 語果、 関 係 者 0 意 向 等 · を 踏 まえ、 民営 移 行 \mathcal{O}

具 体 的 な 形 態 に 0 7 7 調 整 L て 1 くこととし 7 1 る。

ま た、 政 府 لح L 7 は 既 に三に 0 **,** \ て に お 1 て 述 べ る よう な 措 置 を 講 じ 7 **,** \ るところで あ る

が 今後 講 ず る 措 置 に 0 **,** \ て は、 民営移 行 \mathcal{O} 具 体 的 な 形 態 に 0 ١ ر て \mathcal{O} 調 整 状 況 を踏まえ つつつ 考

えることといたしたい。

二について

1 電 気 料 金 は 電 気 事 業 法 第 + 九 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 原 価 主 義 \mathcal{O} 原 則 に 立 つ て 定 \otimes る

こととなって お in , 沖 縄 電 力 株 式 会社 . の 電 気 料 ・・ 金 に 0 V) て ŧ, 同 原 則 に 基 づ き定 め 5 れ 7

1

るところである。

2 政 府としては、 沖 .祖 県に お *(* \ て、 安定 的 カゝ 0 適 正 に 電 気 0 供 給を行うことが 重要で あ るこ

とに か λ が み、 沖 縄 電 力 株 式 会社 0) __ 層 0) 経 営 努 力 を 期 待 するとともに、 現 在 種 Þ 0 措 置 を

講 U 沖 縄 に お け る 電 気 \mathcal{O} 供 給 コ ス } \mathcal{O} 引 下 げ に 努 8 7 **\ るところである。

三について

沖 縄 に お け る 電 気 \mathcal{O} 安定的 か 0 適 正 な 供 給 \mathcal{O} 確 保 (T) た め、 政 府 が 講 じ て いる主な措置 は、 次

に掲げるとおりである。

ア 沖 .祖 振 興 開 発金融 公庫による沖縄電力株式会社に対する長期特利融 資

1 沖 縄 電 力 株 式 会 社 が 行 j 電 気 供 給 業 に 対 す る 事 業 税 \mathcal{O} 軽 減 等 \mathcal{O} 税 制 上 \mathcal{O} 優 遇 措 置

ウ 電 源 開 発 株 式 会 社 が 沖 縄 県 石 Ш 市 で 建 設 を 進 8 て 1 る 石 炭 火 力 発 電 設 備 \mathcal{O} 建 設 費 に 対 す

る補助

ま た、 今後政府が 講ず る措置につい 7 は、 沖 縄 電力株式会社の民営移行の具体的 な形態 に 0

いての調整状況を踏まえつつ考えることといたしたい。

四について

政 府 とし て は、 沖 縄 県 に お 7 て、 「 民 営 移 行 \mathcal{O} 前 提 条 件 は、 本 土 並 み 料 金 を維 持 することで

あ る とい う 趣 旨 \mathcal{O} 意 見 が あ ることは 承 知 て 1 る が その 点も 含 め、 今後 沖 · 縄 電 力 株 式 会 社

 \mathcal{O} 民 営 移 行 をど \mathcal{O} ょ う 12 進 \emptyset 7 1 < か に 0 7 て は、 一 に 0 7 て に お 1 7 述べ た よう 沖 縄 県

に お け る 検 討 結 果、 関 係 者 0 意 向 等 を 踏 ま 。え、 調 整 L てい くこととし 7 1 る。

1 ず れに して ŧ 政 府とし ては、 電気事業に つ ζ, て は、 効 率 的 カュ つ 弾 力 的 運 営 を図る見地 か

ら、 民 営により行うことが 民営移行する旨 ·望ま しいと考えているところであ 昭和五十六年十二月二十八日 る。 このため、 議 沖 縄 電 第で 力 株 式 会社

に 閣

了 解

L

た次

あ

 \mathcal{L} \mathcal{O} 方 針 に 変更は な \ °

に

つ

١ ي

て

f,

早 期 に

五. につ ١ ر て

政 府としては、 沖縄における電気 の安定的かつ適正な供給の 確保が沖縄の振 興 開 発のために

重要であるとの観点から、 三についてにお ١ ر て述べ たように種 Þ \mathcal{O} 措 置を講じているところで

あ る。

右答弁する。